

三ヶ山配水場 No.1 配水池耐震補強工事監理業務

仕 様 書

令和 8 年度

貝塚市上下水道部浄水課

本仕様書は、貝塚市上下水道部浄水課(以下「貝塚市」という)が発注する「三ヶ山配水場 No.1 配水池耐震補強工事監理業務委託」に適用するものである。

1.業務の目的

本委託業務は、貝塚市の発注する上記工事に関し、設計書・設計図面・仕様書に従い適切に施工され、対象施設が求められる耐震性能を満足する補強が予定する期日までに竣工できるよう重点工事監理を行う事を目的とする。

2.施工監理対象

- (1)貝塚市が発注する「三ヶ山配水場 No.1 配水池耐震補強工事」全般
(貝塚市三ヶ山地内において施工)

◎三ヶ山配水場 No.1 配水池耐震補強工事 概要

◇No.1 配水池

構造形式 プレストレストコンクリート製地上水槽

有効容量 $V=3,000\text{m}^3$

形状寸法 $\phi 21.9\text{m} \times \text{H}8.5\text{m}$

上記施設の耐震補強工事に係る重点監理

3.用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各項の定めるところによる。

- (1)「発注者」とは貝塚市長をいう。
- (2)「受託者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3)「監督員」とは、貝塚市長から任命され、業務の遂行について受託者を指示監督する主任監督員及び監督員を総称していう。
- (4)「指示」とは監督員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について、書面又は口頭で示し、実施させる事をいう。
- (5)「承諾」とは、受託者が監督員より申し出のあった業務の遂行上必要な事項について同意することをいう。
- (6)「協議」とは、監督員と受託者が対等な立場で合議することをいう。

4.法令等の遵守

- (1)関係法令を遵守し施工業者を指導すること。
- (2)貝塚市に代わって厳正かつ公正に処理すること。
- (3)公共施設として、また水道施設としての目的を十分理解し業務を遂行すること。

5. 中立性の遵守

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持することに努めなければならない。

6. 技術者の資格要件

(1) 従事する技術者

管理技術者は技術士（上下水道部門-上水道及び工業用水道）または技術士（建設部門-施工計画、施工設備及び積算）の有資格者とする。

7. 提出書類

提出書類は、契約書に指示するもののほか以下のものとする。

- (1) 現場における打合せ、立会等に関する報告
- (2) 監理業務における日報及び月報
- (3) 品質管理、工程管理、出来高管理に関する報告
- (4) 使用材料等に関する報告
- (5) その他、本業務に関連して発注者が指示したもの

8. 業務の主な内容

- (1) 定例会議への出席（月 1 回）
- (2) 使用材料の審査・承認に関する補助ならびに現場試験や納品検収の立会い
- (3) 鉄筋工事に関する配筋状況や継手位置確認の立会いや検査
- (4) 型枠設置、墨出しに関する立会いや検査
- (5) 施工計画書や施工図の審査・承認に関する補助
- (6) 出来形に関する検査
- (7) 発注者が実施する完了検査への同席
- (8) 施工業者より提出される各種書類の審査
- (9) 定例会議以外に行われる施工業者と発注者との会議への出席（Web による出席を可とする）
- (10) 設計変更による設計図面や設計数量の修正、並びに積算に関する補助業務
- (11) その他、本工事施工完了までに工事監理業務として必要とされる業務

9. 業務の処理区分

発生する業務について発注者と受託者により事前に整理をし、処理に関する取り決めを事前に協議により決めるものとする。

10. 監理委託期間

本業務の委託期間は、契約の翌日から令和9年12月24日までとする。ただし、工事の進捗状況により工期延長された場合は、本委託業務の期間も延長する場合がある。その際の追加人工は設計変更の対象とする。

11. 技術者の届出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに本業務に従事する技術者を定め、発注者に対し届出し承認を受けるものとする。
- (2) 発注者は、(1)項により承認した後であっても、合理的に不相当である理由を付して交代を求めることができる。

12. 資料

- (1) 発注者は受託者に対し、必要な設計図書等の資料を与えるものとする。受託者は、積算上の資料や貝塚市部外秘となる資料については、施設外への持ち出しを禁ずるとともに、コピー等についても許可を受けて必要最小限で行うこと。また、貝塚市職員以外の者への提示や貸与は厳に禁ずる。

13. 健康診断の実施

- 定期的に現場に従事する技術者は、水道法第21条に規定する健康診断(赤痢菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌 O-157)を定期的の実施し、その報告書を発注者に提出しなければならない。

14. 名札の着用

- 業務に従事するものは、名札を着用すること。

15. 成果報告

- 月毎及び業務完了時には、監理業務報告書を速やかに提出すること。

16. その他

- 受託者が本業務遂行において、疑義が生じた場合は発注者の指示に従い業務を実施するものとする。